

**令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について**

新型コロナウイルス感染症の影響が続く場合、令和4年度以降の高等学校入学者選抜等においても令和3年度高等学校入学者選抜等と同様の配慮等をお願いします。

3 文科初第 4 0 7 号

令和 3 年 6 月 4 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

文部科学省総合教育政策局長

義 本 博 司

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の  
高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）

令和3年度高等学校入学者選抜等（小学校や中学校、特別支援学校、専修学校高等課程等の入学者選抜を含む。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる配慮等については「中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について」（令和2年5月13日付け2文科初第241号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「令和3年度高等学校入学者選抜等配慮事項通知」という。）等でお示ししたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響が続く場合、令和4年度以降の高等学校入学者選抜等においても同様に、部活動等の行事・大会の実績等の評価や試験会場等における感染症対策、追検査等による受検機会の確保等について、配慮等が必要です。

このため、高等学校入学者選抜等を実施する各教育委員会等（以下「実施者」という。）におかれては、入学志願者一人ひとりが安心して受検に臨めるよう、下記につい

て十分にご配意の上、令和4年度以降の高等学校入学者選抜等を実施していただきますようお願いいたします。なお、今後の状況によっては、更なる連絡をさせていただきます可能性があるので、念のため申し添えます。

また、令和3年度高等学校入学者選抜等では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、高等学校等のホームページで出願書類の配布や合格発表を行うなどのデジタルを活用した取組や、追検査等による受検機会の確保など、各実施者の判断において様々な取組が進められたところですが、入学者志願者の利便性の向上や実施者の負担軽減に資する取組は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況下ではもちろんのこと、影響がなくなった後も引き続き、各実施者の実情に応じて、取組の継続や更なる推進をお願いします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の専修学校高等課程に対して、御周知いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

## 記

- 1 入学者選抜の実施に当たっては、令和3年度高等学校入学者選抜等配慮事項通知、「令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について」（令和2年6月22日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡）、「令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて」（令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月8日付け2文科初第1462号文部科学省初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）を踏まえ、適切に対応すること。

なお、令和3年度高等学校入学者選抜等配慮事項通知の3（出題範囲や内容、出題方法についての工夫）については、地域における中学校等の学習状況に支障が生じていない状況であれば、特段の工夫を講じなくても差し支えないこと。

2 地域の感染状況が著しく深刻であるような場合を除き、各実施者において定める入学者選抜実施要項の公表後は、学力検査を実施する教科等の変更など、入学志願者に不利益を与えるおそれのある変更は行わないこと。

なお、感染拡大防止の観点から、試験開始時間や実技検査の方法、試験会場等の変更など、入学志願者に不利益を与えるおそれがない変更を行う場合には、可能な限り早期に入学志願者への周知に努めること。

3 日本人学校等の在校歴がある入学志願者については、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた日本人学校等における教育の実施状況に関する配慮について」（令和2年10月20日付け2文科教第555号文部科学省総合政策局長・初等中等教育局連名通知）の2.を踏まえ、適切に対応すること。

なお、当該通知で示していた状況記録書類については、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月24日付け2文科教第928号文部科学省総合教育政策局長通知）において廃止されているが、令和4年度以降の入学者選抜に係る具申書等を作成する必要がある場合には、その内容を活用することは差支えないこと。

**【本件連絡先】**

(本通知全般に関する問合せ)

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3291）

e-mail：[jidous@mext.go.jp](mailto:jidous@mext.go.jp)

(中等教育学校に関する問合せ)

初等中等教育局参事官（高等学校担当）

TEL：03-5253-4111（内線：2349）

e-mail：[koukou@mext.go.jp](mailto:koukou@mext.go.jp)

(特別支援学校に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3193）

e-mail：[tokubetu@mext.go.jp](mailto:tokubetu@mext.go.jp)

(高等専修学校に関する問合せ)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL：03-5253-4111（内線：2915）

e-mail：[syosensy@mext.go.jp](mailto:syosensy@mext.go.jp)

(日本人学校等の在校歴がある入学志願者に関する問合せ)

総合教育政策局国際教育課企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3279)

e-mail : [kyokoku@mext.go.jp](mailto:kyokoku@mext.go.jp)